

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

令和5年10月6日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県（地域別）最低賃金額が改正されました。愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 **897** 円です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県（地域別）最低賃金より高い特定（産業別）最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室（☎089-935-5205）又は松山（☎089-917-5250）・新居浜（☎0897-37-0151）・今治（☎0898-32-4560）・八幡浜（☎0894-22-1750）・宇和島（☎0895-22-4655）の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を！

事業場内最低賃金を引き上げる場合の助成制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度 検索

最低賃金に関する特設サイト
<https://pc.saiteichingin.info/>



令和5年度業務改善助成金～最低賃金引上げに向けた中小企業の生産性向上の取組を支援します！～

事業場内の最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成、教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します（申請期限は**令和6年1月31日**で、事業完了期限は**令和6年2月28日**です）。

助成上限額

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

助成率

※ 事業場内最低賃金に応じて、次のとおり定められています。

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

業務改善助成金は、①中小企業・小規模事業者であること、②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること、③解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないことなどの要件を満たした企業が、事業場ごと（工場、店舗など）に申請していただくものです。

お問い合わせ・申請先

※ 事業場規模が50人未満の場合には、4月1日～12月31日の間に賃金の引上げを実施していれば、賃金引上げ後の申請も可能です。

〈一般的なお問い合せ〉業務改善助成金コールセンター（TEL 0120-366-440）（受付時間 平日8:30～17:15）

〈申請窓口〉愛媛労働局雇用環境・均等室（TEL089-935-5222）松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階